



2026年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

2026年2月2日

会社名 株式会社 西京銀行
代表者 (役職名) 取締役頭取
問合せ先責任者 (役職名) 総合企画部長
配当支払開始予定日 -
決算補足説明資料作成の有無 : 有
決算説明会開催の有無 : 無

URL <https://www.saikyobank.co.jp/>
(氏名) 松岡 健
(氏名) 山本 祐資 (TEL) 0834 (31) 1211 (代表)

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1. 2026年3月期第3四半期の連結業績 (2025年4月1日～2025年12月31日)

(1) 連結経営成績 (累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	経常収益	経常利益	親会社株主に帰属する四半期純利益
2026年3月期第3四半期	百万円 32,180 18.1	百万円 9,085 10.2	百万円 6,042 7.7
2025年3月期第3四半期	27,246 8.2	8,242 20.2	5,605 15.4

(注) 包括利益 2026年3月期第3四半期 8,452百万円 (69.3%) 2025年3月期第3四半期 4,990百万円 (5.3%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益		
	円 52	銭 26	円 -	銭 -
2026年3月期第3四半期				
2025年3月期第3四半期	48	48	-	-

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
2026年3月期第3四半期	百万円 2,625,337	百万円 100,824	% 3.8
2025年3月期	2,599,887	93,337	3.5

(参考) 自己資本 2026年3月期第3四半期 100,824百万円 2025年3月期 93,337百万円

(注) 「自己資本比率」は、(四半期) 期末純資産の部合計を(四半期) 期末資産の部合計で除して算出しております。
なお、本「自己資本比率」は、自己資本比率告示に定める自己資本比率ではありません。

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
2025年3月期	円 -	銭 -	円 -	銭 7 00	円 7 00
2026年3月期	-	-	-	-	-
2026年3月期(予想)				9 00	9 00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無: 無

上記の「配当の状況」は、普通株式に係る配当の状況です。当行が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式(非上場)の配当の状況については、サマリー情報3ページ「種類株式の配当の状況」をご覧ください。

3. 2026年3月期の連結業績予想 (2025年4月1日～2026年3月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	経常収益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たり当期純利益
通期	百万円 36,600 △5.4	百万円 8,800 12.1	百万円 6,200 4.1	円 52 32

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無: 無

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更：無

新規 - 社 (社名 -)、除外 - 社 (-)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：有

(注) 詳しくは添付資料6ページ「四半期連結財務諸表及び主な注記（3）四半期連結財務諸表に関する注記事項（四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記）」をご覧ください。

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- | | |
|----------------------|----|
| ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 | ：無 |
| ② ①以外の会計方針の変更 | ：無 |
| ③ 会計上の見積りの変更 | ：無 |
| ④ 修正再表示 | ：無 |

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年3月期 3 Q	115,967,044株	2025年3月期	115,967,044株
② 期末自己株式数	2026年3月期 3 Q	357,857株	2025年3月期	348,981株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年3月期 3 Q	115,614,412株	2025年3月期 3 Q	115,622,019株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（任意）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当行が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

種類株式の配当の状況

普通株式と権利関係の異なる種類株式に係る1株当たり配当金の内訳は以下のとおりです。

第四種優先株式	年間配当金					合計
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末		
	円 錢	円 錢	円 錢	円 錢	円 錢	円 錢
2025年3月期	— —	— —	— —	15 00	15 00	15 00
2026年3月期	— —	— —	— —			
2026年3月期(予想)				15 00	15 00	15 00

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	3
(1) 四半期連結貸借対照表	3
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	4
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	6
(継続企業の前提に関する注記)	6
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	6
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	6
(セグメント情報等の注記)	6
(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)	6
補足情報	7
[期中レビュー報告書]	10

1. 経営成績等の概況

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や物価上昇に対する各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調にあります。一方で、物価上昇の継続による個人消費への影響や米国の通商政策などの動向を踏まえると、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においては、個人消費と雇用情勢を中心に緩やかな回復基調にありますが、米国の通商政策や国際金融市場の動向が当地の金融経済に与える影響について引き続き注視していく必要があります。

こうした中、当行の当第3四半期連結累計期間における経営成績は以下のようになりました。

連結経常収益は、貸出金利息等の資金運用収益が増収となったこと等から、前年同四半期より49億34百万円(18.10%) 増収の321億80百万円となりました。

連結経常費用は、資金調達費用等が増加したことから、前年同四半期より40億91百万円(21.5%) 増加の230億95百万円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期より8億43百万円(10.22%) 増益の90億85百万円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、4億36百万円(7.79%) 増益の60億42百万円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第3四半期連結会計期間末における財政状態は、預金につきましては、前連結会計年度末より111億円(0.52%) 減少し、2兆1,279億円となりました。

貸出金につきましては、前連結会計年度末より628億円(3.52%) 増加となり、1兆8,486億円となりました。

有価証券につきましては、前連結会計年度末より190億円(4.21%) 増加となり、4,702億円となりました。

以上を主因として、当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より254億円(0.97%) 増加し、2兆6,253億円となりました。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年3月期の通期の連結業績予想につきましては、2025年4月25日公表の数値から変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2025年12月31日)
資産の部		
現金預け金	319,496	264,367
買入金銭債権	523	1,038
金銭の信託	3,828	3,194
有価証券	451,271	470,294
貸出金	1,785,739	1,848,633
外国為替	257	384
その他資産	22,558	20,465
有形固定資産	13,437	15,414
無形固定資産	5,800	5,520
繰延税金資産	3,913	2,811
支払承諾見返	632	965
貸倒引当金	△7,573	△7,752
資産の部合計	2,599,887	2,625,337
負債の部		
預金	2,139,140	2,127,985
コールマネー及び売渡手形	—	3,800
債券貸借取引受入担保金	27,144	35,032
借入金	315,200	336,800
その他負債	22,823	18,280
退職給付に係る負債	464	482
睡眠預金払戻損失引当金	157	133
偶発損失引当金	172	244
再評価に係る繰延税金負債	814	788
支払承諾	632	965
負債の部合計	2,506,549	2,524,513
純資産の部		
資本金	28,497	28,497
資本剰余金	20,130	20,130
利益剰余金	44,171	49,260
自己株式	△142	△148
株主資本合計	92,657	97,740
その他有価証券評価差額金	△2,086	△3,820
繰延ヘッジ損益	1,609	5,688
土地再評価差額金	1,583	1,577
退職給付に係る調整累計額	△426	△362
その他の包括利益累計額合計	680	3,083
純資産の部合計	93,337	100,824
負債及び純資産の部合計	2,599,887	2,625,337

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
経常収益	27,246	32,180
資金運用収益	22,824	26,393
(うち貸出金利息)	16,968	19,968
(うち有価証券利息配当金)	4,392	4,427
役務取引等収益	3,172	3,500
その他業務収益	361	686
その他経常収益	888	1,600
経常費用	19,004	23,095
資金調達費用	5,121	8,369
(うち預金利息)	2,645	5,800
役務取引等費用	3,467	3,746
その他業務費用	1,249	221
営業経費	8,746	8,952
その他経常費用	418	1,805
経常利益	8,242	9,085
特別利益	47	26
固定資産処分益	47	26
特別損失	87	198
固定資産処分損	11	8
減損損失	76	189
税金等調整前四半期純利益	8,202	8,914
法人税等	2,596	2,871
四半期純利益	5,605	6,042
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,605	6,042

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
四半期純利益	5,605	6,042
その他の包括利益	△614	2,409
その他有価証券評価差額金	△2,393	△1,733
繰延ヘッジ損益	1,722	4,079
退職給付に係る調整額	56	64
四半期包括利益	4,990	8,452
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,990	8,452

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。また、のれんの償却額はありません。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	948百万円	908百万円

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)

(税金費用の処理)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じることにより算定しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果になる場合には、税引前四半期純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減したうえで、法定実効税率を乗じて計算しております。

また、金額的影響の軽微な連結子会社の税金費用は、税引前四半期純利益に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じることにより算定しております。

補足情報

2026年3月期第3四半期財務情報 説明資料

当行の2026年3月期 第3四半期（自 2025年4月1日 至 2025年12月31日）における四半期情報についてお知らせします。

(1) 2026年3月期第3四半期の業績

【単体】	2026年3月期 第3四半期 (9ヵ月間)	前年同四半期比		(参考) 通期予想計数 (2026年3月期)
		2025年3月期 第3四半期 (9ヵ月間)	(9ヵ月間)	
経常収益	32,100	4,895	27,205	
業務粗利益	18,193	1,699	16,493	
資金利益	17,971	274	17,696	
役務取引等利益	△ 242	71	△ 313	
その他業務利益	465	1,353	△ 888	
国債等債券損益	(191)	(1,289)	(△ 1,097)	
経費(除く臨時処理分)	8,789	49	8,739	
①一般貸倒引当金繰入額	173	173	-	
業務純益	9,230	1,476	7,754	
実質業務純益	9,404	1,649	7,754	
コア業務純益	9,213	360	8,852	
除く投資信託解約損益	9,637	926	8,711	
臨時損益	△ 141	△ 635	494	
②不良債権処理額	754	637	116	
個別貸倒引当金純繰入額	663	663	-	
③貸倒引当金戻入益	-	△ 33	33	
④償却債権取立益	-	-	-	
株式等関係損益	△ 210	△ 428	218	
経常利益	9,089	840	8,248	8,800
特別損益	△ 171	△ 131	△ 40	
減損損失	189	113	76	
税引前四半期純利益	8,918	709	8,208	
法人税等	2,870	279	2,590	
四半期純利益	6,047	429	5,618	6,200
与信関連費用(①+②-③-④)	928	845	82	

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

(2) 銀行法及び再生法に基づく債権の額（単体）

	2025年12月末	2024年12月末	(単位：百万円、%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,257	4,616	2025年9月末
危険債権額	16,905	18,221	4,971
要管理債権額	-	-	16,612
三月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合計 (A)	22,162	22,838	21,584
正常債権	1,834,485	1,752,071	1,824,445
総与信残高 (B)	1,856,648	1,774,910	1,846,030
開示債権比率 (A) / (B)	1.19	1.28	1.16

(注) 上記計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の
カテゴリー（以下、「開示区分」という。）により分類しております。

債務者区分との関係：破産更生債権及びこれらに準ずる債権（実質破綻先、破綻先の債権）

危険債権（破綻懸念先の債権）

要管理債権（要注意先のうち、利払いが三月以上延滞しているか、又は貸
出条件を緩和している債権）

また、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」のうち、当行が保有する債権において、取立不能
見込額として認められる部分については、直接償却相当額として当該金額から直接減額しております。

(3) 自己資本比率（国内基準）

	(参考)	
	2026年3月末 (予想値)	2025年9月末 (実績)
連結自己資本比率	7.7 %程度	7.71 %
	(参考)	
	2026年3月末 (予想値)	2025年9月末 (実績)
単体自己資本比率	7.7 %程度	7.70 %

(注) 上記予想値は、経営環境に関する前提条件の変化等に伴い変動することがあります。

(4) 時価のある有価証券の評価差額（連結）

○評価差額

	2025年12月末			2024年12月末			(参考)	(单位：億円)		
	取得原価	帳簿価額	評価差額	取得原価	帳簿価額	評価差額	2025年9月末	取得原価	帳簿価額	評価差額
その他有価証券	3,713	3,656	△ 56	3,587	3,567	△ 19		3,875	3,835	△ 39
株式	79	127	48	88	130	41		81	124	43
債券	2,746	2,631	△ 115	2,456	2,408	△ 48		2,912	2,819	△ 93
外国証券	398	376	△ 21	440	412	△ 28		381	364	△ 17
その他	488	520	32	601	617	15		499	527	28

(注) 1. 「その他有価証券」については、時価評価しておりますので、上記の表は貸借対照表価額と取得価額との差額を計上しております。

2. その他有価証券に対応した繰延ヘッジ損益
有価証券の時価変動を低減する目的で、デリバティブを使用しております。

	(单位：億円)		(参考)
	2025年12月末	2024年12月末	
繰延ヘッジ損益	82	36	53

(5) 預金、貸出金の残高（単体）

○預金残高

	(单位：億円)		(参考)
	2025年12月末	2024年12月末	
預金残高（譲渡性預金を除く）	21,281	20,652	2025年9月末
うち個人預金	14,544	13,711	21,599

○貸出金残高

	(单位：億円)		(参考)
	2025年12月末	2024年12月末	
貸出金残高	18,491	17,681	2025年9月末
うち消費者ローン	7,824	7,289	18,391
うち住宅ローン	7,542	6,986	7,657

○預り資産残高

	(单位：億円)		(参考)
	2025年12月末	2024年12月末	
預り資産残高	23,259	22,524	2025年9月末
預金	21,281	20,652	23,543
譲渡性預金	-	65	21,599
個人年金保険・ 終身保険	1,977	1,807	18

以上

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年2月2日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小松 亮一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山村 幸也

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社西京銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2025年10月1日から2025年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年4月1日から2025年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、銀行法施行規則第19条の5に基づき、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、銀行法施行規則第19条の5に基づき、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、銀行法施行規則第19条の5に基づき、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、銀行法施行規則第19条の5に基づき、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記の期中レビュー報告書の原本は当行（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。